「オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化」の実現に向けて

法務省民事局

目次

- ・登記申請の処理の現状
- ・考えられる取組の例①:記載誤りの防止
- ・考えられる取組の例②:添付書面の遺漏防止
- ・次期システムの主な業務効率化(自動化)施策
- ・まとめ

登記申請の処理の現状(1)

登記手続の流れと迅速処理の阻害要因

受付





調査(審査)

記入

(登記簿への記録)



校合

(登記の実行)

【主な作業】

- 申請書の形式確認
- ・ 郵送書類の受付
- ・ 添付書面の突合
- 原本還付(原本と 謄本間の照合)
- 登録免許税(収入 印紙)の貼付確 認・消印

【主な作業】

- 関係法令に基づき,申請の実体的・手続 的適法性を審査
- 登録免許税額の確認
- 電子署名・電子証明 書の有効性確認

【主な作業】

- 記録例に従い登記簿へ<u>「登記すべき事</u>項」を記録
- 紙申請の場合は, 手入力で記録
- ・ <u>オンライン申請の場</u> 合は取り込んで記録
- 必要に応じて追加事項を記録

【主な作業】

- 申請書類,登記記録を基に,申請に却下事由がないか最終的に審査
- 記録した登記事項を 確認

行政手続コスト計測結果

H29.10.2に申請された設立登記についての6法務局 における計測結果

株式会社設立登記	申請件数	補正件数	補正率	登記所の作業時間(日)
全体件数	260	43	16.5%	4.7
補正無し	217			4.4
補正有り	43			5.7

- ▶ 迅速処理の阻害要因としては、登記申請書の不備、添付書面の不備等に起因する補正事件の存在が大きい(不備は主に調査過程で発見される。)。
- ▶ 補正事件は処理が長期化(+1.3日)するだけではなく,補正のための連絡 やその後の対応に時間を要し、全体の処理時間に悪影響

登記申請の処理の現状(2)

申請の実体的・手続的適法性審査①

• ケーススタディ:機関設計のシンプルな会社(発起設立の株式会社,現物出 資なし,取締役会非設置)

【審査対象書類の例】

定款

発起人の同意書

設立時代表取締役を選定したことを証する書面

設立時取締役の就任承諾書

払込みを証する書面

印鑑証明書 等

【審査項目の例】

- ・ 登記の申請書と添付書類との記載の一致
- ・ 同一商号・同一本店の確認,商号として使用可能か(「銀行」等)
- ・ 定款に公告方法の定めがない場合,登記すべき事項が「官報に掲載してする。」となっているか。
- ・ 定款に資本金等の定めがない場合, 同事項に係る発起人の同意書が添付されているか。
- ・ 払込日が定款作成日以降,又は発起人の同意書作成日以後となっているか。
- ・ 払込口座の名義人が発起人かどうか。発起人以外の場合には委任状が添付されているか 等

さらに、株式会社の設立には様々な形態が存在し、一層、申請内容と登記処理プロセス (特に 実体的・適法性審査) が複雑化する。

…取締役会・委員会・監査役会等の設置、現物出資、株式の譲渡制限の有無 等

登記申請の処理の現状(3)

申請の実体的・手続的適法性審査②

• 登記の処理が複雑になる要因

機関設計が複雑になること等により、以下のとおり、添付書面が増えるとともに、当該添付書面の適法性を審査する必要が生じ、処理が複雑化する。

▶ <例1>設立時会計監査人を置いた場合

選任に関する書面(発起設立の場合には定款又は発起人の議決権の過半数の一致があったことを証する書面)

就任承諾書

個人の場合には日本公認会計士協会の資格証明書,法人の場合には登記事項証明書又は会社法人等番号の記載

▶ <例2>現物出資が行われた場合

検査役又は設立時取締役(監査役設置会社にあっては,設立時取締役 及び設立時監査役)の調査報告書及びその附属書類

市場価格のある有価証券について定款に記載された価額が市場価格以下であるときは、当該市場価格を証する書面

定款に記載された価額が相当であることについて, 弁護士等の証明を受けた ときは, その証明書及び附属書類

登記申請の処理の現状(4)

設立登記における補正事例

- 東京局におけるサンプル調査(H28.1.4~15)の結果,補正を要した設立登記申請は,本人申請で40%,資格者代理人で15.8%
- 補正内容(全67件)は、申請書や「登記すべき事項」の記載誤りが 29件、添付書面の遺漏が8件で、合計37/67件(55%)を占める。
- → これらの補正を減らす方策が必要
- ○考えられる不備の発生要因

記載誤り

- 「登記すべき事項」を登記情報システムで取り込むための入力のルール(項目名には鍵かっこ(「」)を付けて入力すること等)を把握していない。
- 機関設計に応じて必要となる「登記すべき事項」を把握していない。
- 転記ミス(申請人の表示と「登記すべき事項」の齟齬)

添付書面の遺漏

- 機関設計によって必要となる添付書面を把握していない。
- 定款の定めの有無によって必要となる添付書面を把握していない。

考えられる取組の例①:記載誤りの防止

問題点

- ・申請人が必要事項やルールを把握していない
- ・転記ミスが発生

解決策:申請書情報の作成支援機能

申請書情報には、申請人の表示(商号・本店、代表者の氏名・住所)のほか、「登記すべき事項」を記録する必要があるが、機関設計のシンプルな会社を対象として、「登記すべき事項」について、次のような作成支援機能を開発する(運用状況をみつつ、対象範囲の拡大を検討)。

- 選択した会社類型に応じて、必須項目を自動的に設ける。
- 申請人が同じ事項を重ねて入力する必要がないように,一旦入力された事項 が自動的に転記されるようにする。

現状の「登記すべき事項」の入力方法

以下の内容を全て申請人側がテキスト形式で入力

「商号」株式会社法務商事

「本店」大阪府大阪市中央区谷町二丁目10番1号

「公告をする方法」官報に掲載してする。 「目的」

- 1 家庭電気用品の製造販売
- 2 光学機械の販売
- 3 前各号に附帯する一切の業務

「発行可能株式総数」800株

「発行済株式の総数」200株

「資本金の額」金1000万円

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務一郎

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務次郎

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」大阪府大阪市中央区谷町二丁目11番2号

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」法務花子

「取締役会設置会社に関する事項 |

取締役会設置会社

「監査役設置会社に関する事項」

監査役設置会社

「登記記録に関する事項」設立

【入力誤りの例】

- 登記の項目名(「商号」)を区切る ための「」の入力を忘れている場合
- 選択した会社類型につき必須の項目 (「取締役会設置会社に関する事 項」)がない場合
- 登記申請書の申請人の表示(商号・本店等)と齟齬する場合

 $\operatorname{etc} \cdot \cdot \cdot \cdot$

開発イメージ

○選択した会社類型に応じて,「登記すべき事項」の作成を支援する。

「商号」株式会社法務商事

「本店」大阪府大阪市中央区谷町二丁目10番1号

「公告をする方法」官報に掲載してする。

「目的」(略)

「発行可能株式総数」800株

「発行済株式の総数」200株

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」大阪府大阪市中央区谷町二丁目10番1号

「氏名」法務太郎

(略)

作成支援機能

- 選択した会社類型に応じて, 赤字部分のとおり登記の項目 名を**自動作成**する(必須の項目 目がない誤りを回避)。
- 商号,本店,代表取締役については,青字部分のとおり,申請書情報の記録から転記

 ${\sf etc} \cdot \cdot \cdot$

期待できる効果

- 「登記すべき事項」の入力誤りの大幅な減少を期待
- 自動入力部分の正確性につき、登記官の審査の省力化の余地

考えられる取組の例②:添付書面の遺漏防止

問題点

機関設計に応じて変化する必要な添付書面を,申請人が把握 していない。

解決策:添付書面情報の事前確認機能

- 機関設計のシンプルな会社のオンラインによる設立登記申請について,添付書面情報の遺漏がないかを申請前に確認できる機能を開発する。
- また,設立登記申請をオンラインで行う場合に添付書面情報に添付すべき電子証明書について,案内用のホームページを作成する。

開発イメージ

【例】取締役会を設置しない株式会社の発起設立について, 以下の項目を				
チェックした上で申請が行われるようにする。				
□ 電子定款				
□ 発起人の同意書(発起人の公的個人認証電子署名付)				
※ 定款に以下の事項が <u>定められていない場合</u> に必要				
①発起人が割当てを受けるべき株式数及び払い込むべき金額				
②株式発行事項又は発行可能株式総数の内容				
③資本金及び資本準備金 (①~③発起人全員の同意)				
④本店所在場所				
⑤設立時取締役及び設立時監査役				
⑥設立時代表取締役 (④~⑥発起人過半数の同意)				
□ 設立時取締役の就任承諾書(公的個人認証電子署名付)				
□ 払込みを証する書面(代表取締役の公的個人認証電子署名付)				

期待できる効果

添付書面情報の添付遺漏の大幅な減少を期待

次期システムの主な業務効率化 (自動化) 施策

このような取組に加え、平成30年度から実施予定の登記情報システムの更改において、以下のような業務効率化(自動化)施策を実施予定(平成32年度中の稼動予定)。

受付登録の自動化

二次元バーコードを活用し、書面申請についてもオンライン申請と同様の自動処理を 実現する。

商号調査の効率化(自動化)

同一商号・同一本店について、システム上で自動検索を行う。

申請情報と登記情報の自動突合による調査工程の簡略化

申請情報と既存の登記情報等を自動で突合し, 突合結果を画面等で確認可能とする。

申請情報を用いた登記事項の自動作成機能

オンライン申請について、申請書情報を用いて必要な登記事項等を作成する。 二次元バーコードが記載された書面申請について同様の対応をする。

まとめ:法務省の取組

オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化の実現に向けて,以下のような取組を実施する。

今回の取組

<受付前>

- 「登記すべき事項」の作成支援機能
- 添付書面情報の事前確認機能
- 受付登録の自動化等

<調査前・調査時>

- 商号調査の効率化
- 申請情報と登記情報の 自動突合による調査工 程の簡略化

<記入時>

申請情報を用いた登記事項の自動作成機能

受付

(順位保全)



調査(審査)



記入

(登記簿への記録)



校合

(登記の実行)

<期待できる効果>

次期登記情報システムによる業務の効率化に加え、補正事件の減少によって、補正のための連絡やその対応時間が減少する。 → **全体の処理時間の短縮**

今後の検討

<調査時>

- 添付書面情報の内容の適法性審査
- 添付書面情報相互間の整合性審査 等

今後の技術の進展や費用対効果を踏まえつつ、登記官の審査の省力化の可否及びその範囲を見極めていく。